

いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について

区内の学校において発生した、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態について、校内に設置した学校いじめ問題調査委員会の調査結果を報告する。

1 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第二十八条において、次に掲げる事態を重大事態という。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「いじめ防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)より

(2) に該当する事案について：不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。

(1) (2) に共通すること：児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、その時点で、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

2 事案の概要及び江東区教育委員会の見解について

(1) 事案ア 重大事態(2)

① 被害児童	区立小学校6年生(当時)
② いじめたとされる児童	区立小学校6年生(当時)
③ いじめに係る行為が行われた期間	平成31年4月頃から令和元年8月頃まで
④ いじめ訴えのきっかけ	保護者からの訴え
⑤ いじめの様態	いやだと感じることを言われる

○ 江東区教育委員会の見解

被害児童の保護者より、被害児童が同学級の児童から、グループ活動や委員会活動、係活動で、いやだと感じることを言われたと訴えがあった。訴えを受けた担任及び副校長は、同学級児童及び同委員会活動に所属する6年生児童から聞き取りを行ったが、いじめ行為を認知するに至らなかった。また、同学級児童のうち、被害児童と同じ係活動に所属する児童に聞き取りを行なったが、いじめ行為を認知することはできなかった。

学校は、被害児童の保護者にその旨を伝えるとともに、複数回にわたり話し合いを行ったが納得を得られず、被害児童は、学校を欠席するようになってしまった。

卒業後は、区立中学校に進学している。今後も当該小学校及び進学先中学校と教育委員会が連携し、いじめの再発防止に努めていく。

(2) 事案イ 重大事態(2)

① 被害児童	区立小学校6年生(当時)
② 加害児童	区立小学校6年生(当時)
③ いじめに係る行為が行われた期間	令和元年6月6日、9月9日、9月10日
④ いじめ訴えのきっかけ	保護者からの訴え
⑤ いじめの様態	悪口、たたかれたり、蹴られたりする

○ 江東区教育委員会の見解

被害児童の保護者から、被害児童が同学級の児童から、宿泊学習中に悪口を言われたと感じたり、遊びがエスカレートして、たたかれたりしたとの訴えがあった。訴えを受けた担任は、加害児童から聞き取りをするなどして、事実関係の把握に努めるとともに、いじめの行為を踏まえ加害児童への指導を行った。また、被害・加害双方の保護者に指導内容等を伝えた。加害児童及びその保護者は謝罪をしようとしたが、被害児童の保護者に受け入れてもらえなかった。本件発生後、被害児童の欠席は続き、ブリッジスクールに入室した。ブリッジスクールでは友人関係を築き、中学校進学への意欲を高め、現在区立中学校に進学している。今後も当該小学校及び進学先中学校と教育委員会が連携し、いじめの再発防止に努めていく。

(3) 事案ウ 重大事態(2)

① 被害生徒	区立中学校2年生(当時)
② 加害生徒	区立中学校2年生(当時)
③ いじめに係る行為が行われた期間	平成31年3月頃から令和元年6月19日まで
④ いじめ訴えのきっかけ	保護者からの訴え
⑤ いじめの様態	いやなことを言われたり、いやなことをされたりする

○ 江東区教育委員会の見解

被害生徒の保護者から、いやなことを言われたり、いやなことをされたりしたとの訴えがあった。担任は、事実確認の上、学校で加害生徒保護者同席のもと、加害生徒に指導を行った。後日、いじめ行為について加害生徒とその保護者は、被害生徒とその保護者に謝罪を行ったが十分な理解が得られなかった。担任は、電話連絡や被害生徒宅を複数回訪問するなどして、被害生徒の状況把握や登校を促すことに努めたが、登校再開に至らず、ブリッジスクールに通うことになった。ブリッジスクール入室後も担任は家庭訪問を継続しながら、スクールソーシャルワーカーとの連携等を図っている。

加害生徒は、本件発生後、担任等や保護者の働きかけにより、少しずつ行動変容がみられている。担任等による指導を継続するとともに、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問をして面談を行い、支援の方法等について助言し、関係機関とつなげるなどしている。今後も当該中学校と教育委員会が連携し、いじめの再発防止に努めていく。

(4) 事案エ 重大事態(2)

① 被害生徒	区立中学校1年生(当時)
② いじめたとされる生徒	区立中学校1年生(当時)
③ いじめに係る行為が行われた期間	令和元年5月頃から令和元年6月頃まで
④ いじめ訴えのきっかけ	担任から被害生徒への聞き取り
⑤ いじめの様態	悪口、いやなことを言われる

○ 江東区教育委員会の見解

担任は6月中旬頃から欠席が多くなった被害生徒を気にかけて、話を聞いたところ、陰口を言われている気がするということを知り取った。クラスの関係生徒の聞き取りでは、事実は認められず、今後に向けた指導を担当から行った。三者面談で、被害生徒保護者からブリッジスクールへの入級を希望する旨の話があった。校長との入級面談の際に、入級理由として、部活動での人間関係が原因との記載があったため、関係生徒への聞き取りを行おうとしたが、被害生徒保護者から、聞き取りをしないでほしいとの申し出があったため実施していない。

ブリッジスクールには休まず通っており、心理士や担当職員が心のケアを行いながら指導に当たっている。